

# 施工計画書の作成の手引き

## 【見え消し版】

※変更箇所を赤で表示しています

令和~~7~~8年4月

長崎県 土木部  
建設企画課

# 目 次

1	施工計画の目的	P	1
2	施工計画書記載事項の内容	P	2
3	施工計画書作成の留意点	P	3
4	施工計画書作成のフロー図	P	4
5	施工計画書作成要領	P	5
5-1	表紙	P	5
5-2	目次	P	5
<del>5-3</del>	<del>工事概要</del>	<del>P</del>	<del>6</del>
5- <del>4</del> 3	計画工程表	P	<del>7</del> 6
5- <del>5</del> 4	現場組織表	P	<del>7</del> 8
5- <del>6</del> 5	安全管理	P	<del>7</del> 9
<del>5-7</del>	<del>指定機械</del>	<del>P</del>	<del>7</del> 6
5- <del>8</del> 6	主要資材	P	<del>7</del> 6   5
5- <del>7</del> 7	施工方法	P	<del>7</del> 7   6
5- <del>10</del> 8	施工管理計画	P	<del>2</del> 0   9
5- <del>11</del> 9	緊急時の体制及び対応	P	<del>2</del> 5   2 4
5- <del>12</del> 10	交通管理	P	<del>2</del> 6   2 5
5- <del>13</del> 11	環境対策	P	<del>2</del> 8   2 7
5- <del>14</del> 12	現場の就業時間	P	<del>2</del> 9   2 8
5- <del>15</del> 13	現場作業環境の整備	P	<del>3</del> 0   2 9
5- <del>16</del> 14	再生資源の利用の促進	P	<del>3</del> 0   2 9
5- <del>17</del> 15	総合評価に関する事項	P	<del>3</del> 1   3 0
<del>5-18</del>	<del>法定休日 所定休日 (週休三日の導入)</del>	<del>P</del>	<del>3</del> 1
5- <del>19</del> 16	その他	P	<del>3</del> 2   3 0

# 施 工 計 画 書

## I 施工計画の目的

施工計画作成の目的は、図面・仕様書等に定められた工事目的物を完成するために必要な手順や工法及び施工中の管理をどうするか等定めるものであり、工事の施工・施工管理の最も基本となるものである。

長崎県建設工事共通仕様書第Ⅰ編Ⅰ-Ⅰ-6第Ⅰ項に、「受注者は、請負代金が500万円以上の場合には、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を、監督職員に提出しなければならない。ただし、請負代金が500万円未満であっても監督職員が指示した場合は同様に提出しなければならない。」と規定している。

なお、施工計画書には、下記の事項について記載するよう規定されている。

### ~~(1) 工事概要~~

- (21) 計画工程表
- (32) 現場組織表
- (43) 安全管理

### ~~(5) 指定機械~~

- (64) 主要資材
- (75) 施工方法（主要機械、主要船舶、仮設備計画、工事用地等を含む）
- (86) 施工管理計画
- (97) 緊急時の体制及び対応
- (108) 交通管理
- (119) 環境対策
- (1210) 現場の就業時間
- (1311) 現場作業環境の整備
- (1412) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
- (1513) 総合評価に関する事項（誓約項目、技術提案または施工計画）

### ~~(16) 法定休日・所定休日（週休三日の導入）~~

- (1714) その他

さらに、「監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は維持工事等簡易な工事においては、監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。」となっている。

このほか、第2項には「受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更計画書を提出しなければならない。」また、第3項には「受注者は、監督職員が指示した事項については、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。」と規定されている。

ただし、工期や数量だけの軽微な変更で施工計画に大きく影響しない場合は、変更施工計画書の提出は要しない。

## 2 施工計画書記載事項の内容

長崎県建設工事共通仕様書に規定されている記載事項の標準的内容は下表のとおりである。

記載事項		内容
<del>工事概要</del>		<del>工事名、現場条件、河川又は路線名、工事場所、工期、請負代金、発注者、受注者、工事内容、位置図、一般平面図、標準横断図等</del>
計画工程表		横線式工程表、斜線式工程表、ネットワーク等で作成
現場組織表		現場の組織、編成、命令系統、業務分担
安全管理		安全管理体制、安全対策、安全教育訓練の実施方法、安全巡視の実施方法、安全活動方針
<del>指定機械</del>		<del>設計図書で指定されている機械、監督職員が必要と認めた機械</del>
主要資材		指定材料、主要材料、材料試験方法
施工方法		主要工種毎の作業フロー、施工方法、使用機械、仮設備の構造配置、仮設建物、材料、機械等の仮置場、プラント等の機械設備、運搬路、仮排水、安全管理に関する仮設備、指示・承諾・協議事項の予定内容
施工管理計画	工程管理計画	実施工程の手法・管理方法
	品質管理計画	品質管理計画表
	出来形管理計画	出来形管理計画表
	写真管理計画	写真管理計画表
	段階確認計画	段階確認計画表
緊急時の体制及び対策		事故発生時の連絡系統図、対応策 災害発生時の体制、異常気象等の防災対策、事故報告
交通管理		交通管理、交通処理、過積載防止
環境対策		大気汚染・水質汚濁・振動・騒音対策
現場の就業時間		現場の就業時間
現場作業環境の整備		現場作業環境に関する仮設、安全、営繕対策
再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法		再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書、処理委託業者名、マニフェスト使用の徹底、社内の管理体制
総合評価に関する事項		<del>契約書に追加された約定事項（技術提案、基幹技能者の配置、適切な下請契約）</del> <del>労務賃金の支払い、下請次数の制限、技術提案及び施工計画</del>
<del>法定休日</del> <del>所定休日</del> <del>（週休三日の導入）</del>		<del>法定休日</del> <del>所定休日の明示、休日を確保するための取り組み</del>
その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>契約図書及び監督職員の指示で、施工計画書に記載を必要とするもの。</li> <li>関係機関との協議先一覧（警察署、労働基準監督署、道路管理者等）</li> </ul>

### 3 施工計画書作成の留意点

#### 3-1 施工計画の基本事項

施工計画作成時に検討する基本的項目は、次のとおりである。

- ① 工事の目的、内容、契約条件等の把握
- ② 現場条件（地形、気象、道路状況、近接状況、環境、制約条件等）
- ③ 全体工程（基本工程）
- ④ 施工方法（施工順序、使用機械等）
- ⑤ 仮設備の選択及び配置

#### 3-2 施工計画作成の要点

施工計画作成は、上記基本事項を十分調査・検討・把握し、施工性・経済性・安全性との関連を繰り返し検討（施工計画作成フロー図参照）しながら、最適な施工管理体制と施工管理方法等を決定する事が重要である。

公共工事を施工するための計画書作成は、すでに受注を決定し、施工開始期日を前提として作成される場合が一般的である。このことから、受注時の自社の体制・実施能力との関連も検討し、確実に施工できるものでなければならない。だが現実性を追うあまりに、新技術・新工法等を検討できないようでは、技術の進歩はあり得ない。たとえ小規模でも新技術・新工法の採用を含めた幅広い検討が必要である。

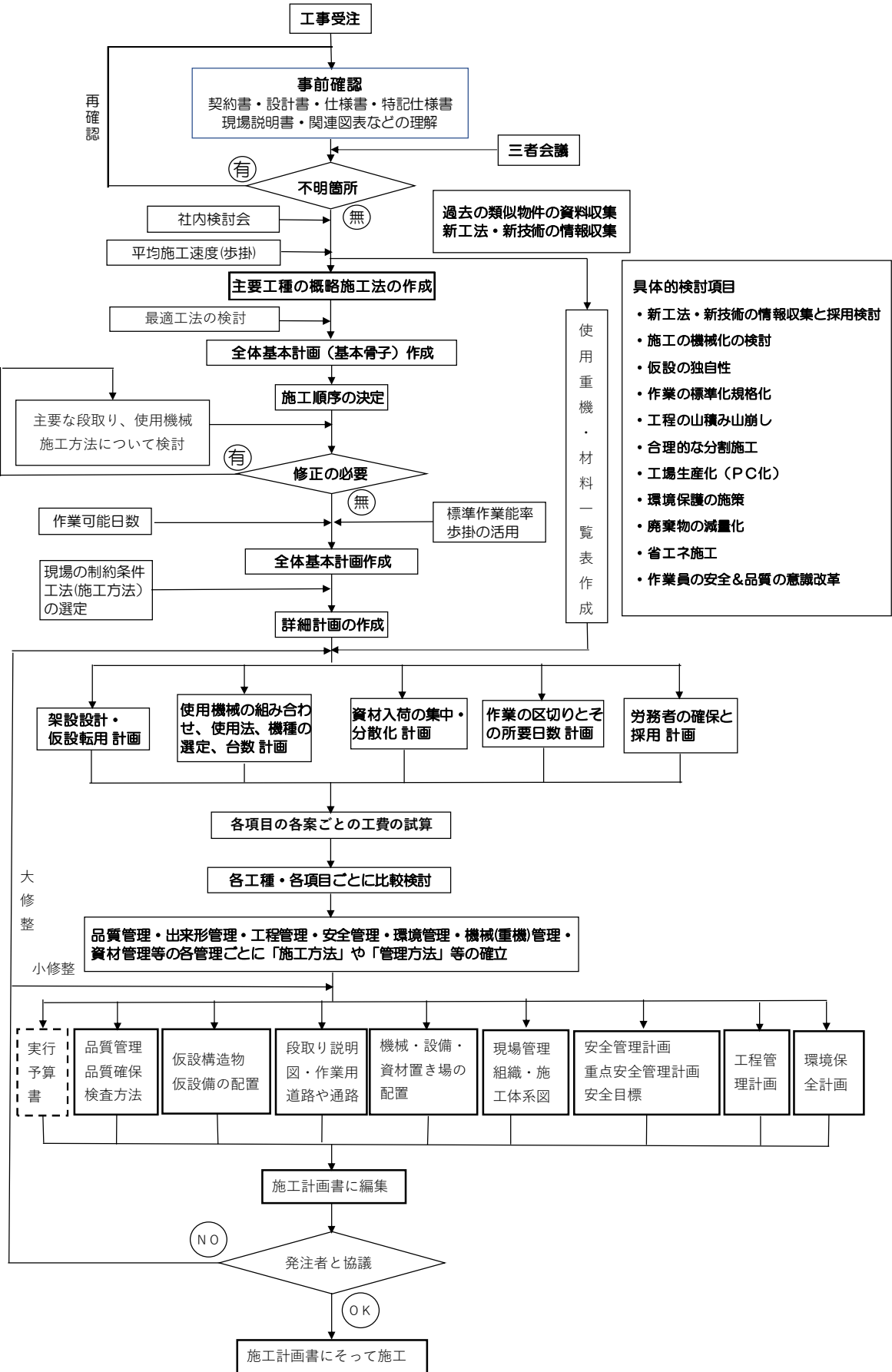
現在の建設産業には、生産性の向上・環境保全といった大きな社会的要求があり、これらの問題に対し積極的な社会参画という形で取り組み、計画段階から具体的なかつ、効果的な方法を計画書に反映させることも考慮しなければならない。

具体的検討項目は、次のとおりである。

- ① 生産性の向上に関する標準的な検討項目
  - (a) 合理的な分割施工
  - (b) 仮設の独自性
  - (c) 作業の規格化・標準化
  - (d) 新技術・新工法の採用
  - (e) 施工の機械化
- ② 環境保全に関する標準的な検討項目
  - (a) 環境の観点からの資材や機械の選別
  - (b) 地域社会への貢献
  - (c) 廃棄物の減量化・適正処理
  - (d) エネルギー利用の効率化
  - (e) 社員の意識改革

このように、施工計画の作成にあたっては、基本事項を十分把握し、経済性・施工性等を検討することは勿論、現在の社会的要請も認識し、自主性・創意性を失わないような形で幅広い検討を行うことが重要である。

#### 4 施工計画書作成フロー図



## 5 施工計画書作成要領

### 5-1 表紙

- ・ 施工計画書の用紙規格はA-4縦、横書を原則とする。

#### 【作成例】

<h1>〇〇〇工事施工計画書</h1>		
<p>令和〇〇年〇〇月</p>		
<p>〇 〇 建設(株)</p>		
承認	確認	作製

### 5-2 目次

- ・ 長崎県建設工事共通仕様書第1編1-1-6に規定されている記載事項のほか、工事の内容に応じて、項目の追加、細分化をしてよい。

#### 【作成例】

目 次	
<del>+</del> <del>工事概要</del> <del>+</del>	
<del>2</del> 1	計画工程表…………… <del>3</del> 1
<del>3</del> 2	現場組織表…………… <del>7</del> 3
<del>4</del> 3	安全管理…………… 9
<del>5</del> 4	指定機械…………… 12
<del>6</del> 5	主要資材…………… 13
<del>7</del> 6	施工方法…………… 14
<del>7</del> 6-1	土 工 …………… 14
<del>7</del> 6-2	排水工 …………… 17
	…
	…
	…

5-3 工事概要

~~工事の現場条件については、施工管理・安全管理・交通管理や環境対策に及ばず要件を記載する。その対応策はそれぞれの項目で記載する。~~  
~~工事の概要及び内容を記載する。工事内容は工事数量総括表の工種・種別・数量等を記入する。工種が十式表示及び主体工種以外については、工種のみでの記載でもよい。~~

~~【現場条件記載例】~~

~~現場条件1~~

~~本工事は、急峻な法面の補強工事である。工事場所の法尻周辺は民家が密集している。現場周辺の道路は、普通車がかろうじて通行できる幅員(2.5m)しかなく、かつ、学童の通学路となっており、資材の搬出・搬入については、通学時間帯を避ける等、近隣住民と協議する必要がある。~~

~~なお、重量物や大きな資材は、移動式クレーンで北側土部の農道からの吊り込み搬入を余儀なくされるため、資機材の搬出入計画も検討する必要がある。~~

~~また、法面表土の撤去については、土埃による洗濯物等の汚れ・道路の汚れが考えられ、その対策も検討しなければならない状況にある。~~

~~現場条件2~~

~~当工事は、既存の県道〇〇号線の拡幅工事であり、交通量の多い場所での工事となる。そのため片側通行止めの規制時の安全対策の実施や、工事の進捗に伴う段取り替えをしながらの施工となる。~~

~~また、道路の両側の農地や近くには搾乳用の牛舎があることから、騒音・粉塵・汚濁水に対する安全管理や工程管理も検討する必要がある。~~

~~なお、田植え時期には工事を中断するように求められていることから、2～3週間の工事中止による工程管理も必要になってくる。~~

~~【工事概要記載例】~~

~~工 事 概 要~~

<del>工 事 名</del>	<del>〇〇地区〇〇工事</del>
<del>河川又は路線名等</del>	<del>一般国道〇〇〇号</del>
<del>工 事 場 所</del>	<del>〇〇県〇〇市〇地先 〇〇県〇〇市〇地先</del>
<del>請 負 代 金</del>	<del>〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円</del>
<del>契 約 年 月 日</del>	<del>令和〇年〇月〇日</del>
<del>工 期</del>	<del>自 令和〇年〇月〇日 至 令和〇年〇月〇日</del>
<del>発 注 者</del>	<del>〇〇振興局 TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇</del>
<del>受 注 者</del>	<del>〇〇建設株式会社 TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 所在地 〇〇県〇〇市〇〇-〇〇〇 〇〇作業所 TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 所在地 〇〇県〇〇市〇〇-〇〇〇</del>

~~工 事 内 容~~

<del>工事区分</del>	<del>工 種</del>	<del>種 別</del>	<del>細 別</del>	<del>単 位</del>	<del>数 量</del>	<del>摘 要</del>
<del>道路改良</del>	<del>土 工</del>			<del>式</del>	<del>+</del>	
	<del>基礎工</del>	<del>既製杭工</del>	<del>鋼管杭打設</del>	<del>本</del>	<del>23</del>	
	<del>擁壁工</del>	<del>1号擁壁工</del>		<del>m</del>	<del>40</del>	
		<del>2号擁壁工</del>		<del>m</del>	<del>25</del>	
		<del>ブロック積</del>		<del>m<sup>2</sup></del>	<del>700</del>	
	<del>路盤工</del>	<del>下層路盤工</del>		<del>m<sup>2</sup></del>	<del>700</del>	
		<del>上層路盤工</del>		<del>m<sup>2</sup></del>	<del>700</del>	
	<del>舗装工</del>	<del>表 層 工</del>		<del>m<sup>2</sup></del>	<del>700</del>	
	<del>仮設工</del>			<del>式</del>	<del>+</del>	

5 - ~~4~~3 計画工程表

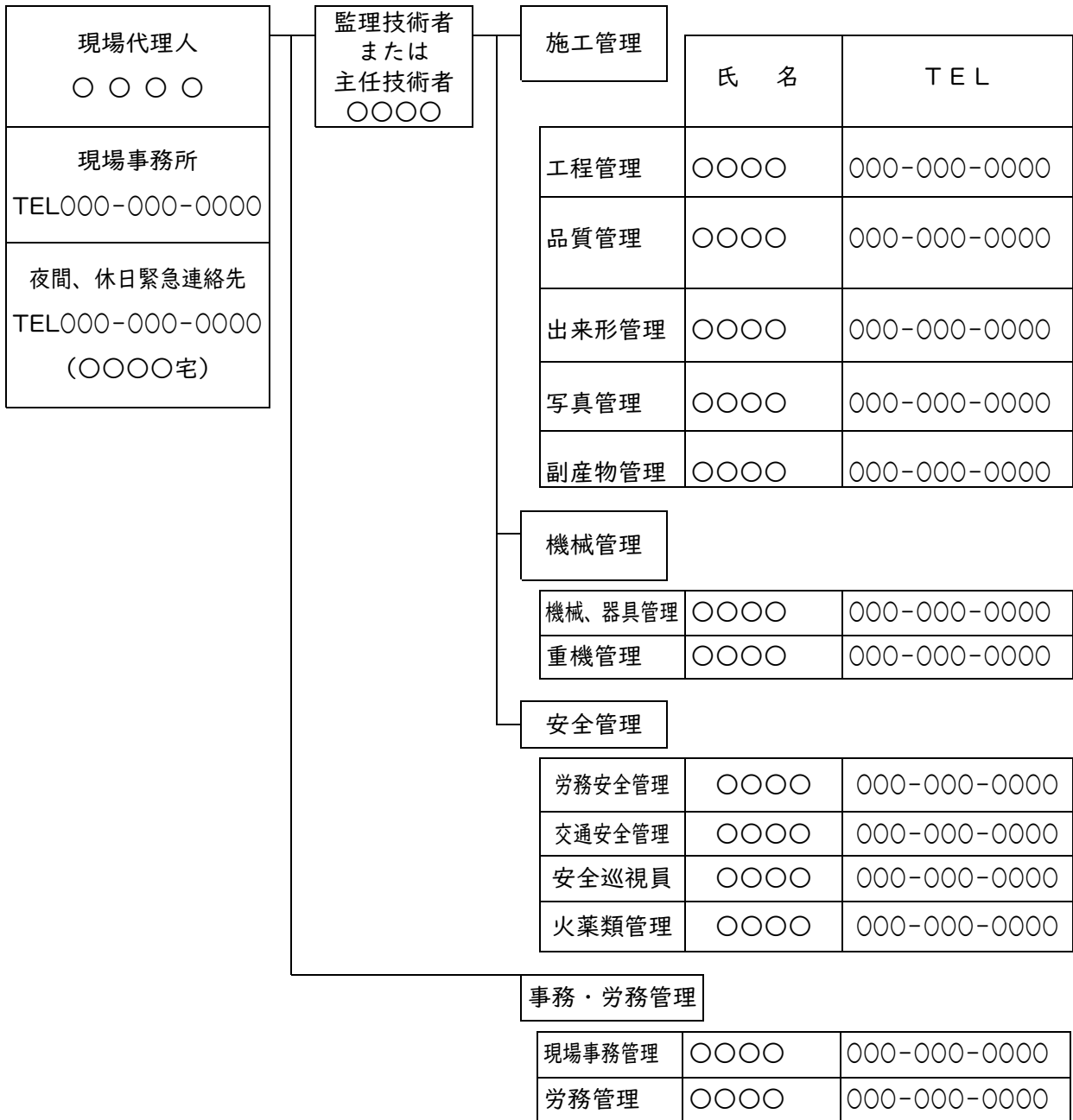
- ・計画工程表はネットワーク・横線式工程表等で作成し、各種別又は、細別毎の作業開始・終了がわかるように記載する。
- ・工程表は、それぞれの作成方法・特性を十分理解し、該当工事に適した様式で作成する。
- ・作成にあたっては、気象・地質・地下水等により施工に大きな影響が予想される事項については、過去のデータ等を十分調査し、計画に反映させる。
- ・作業日数決定根拠は、計画工程表に表示するか、資料として整理し、工程打合せ時等に提示出来るように整理しておく。



5-5.4 現場組織表

- ・ 工事に従事する構成員（元請）による現場組織表を作成する。
- ・ 現場代理人については、夜間、休日等の緊急連絡先を記入する。
- ・ 施工管理については、それぞれの担当区分及び担当者氏名等を記入する。
- ・ 監理技術者、主任技術者、専門技術者を置く場合は、その氏名等を記入する。

【作成例】 現場組織表



## 5-65 安全管理

- (1) 建設工事における安全計画を立案するための基本となる法律及び長崎県建設工事共通仕様書等で示されている主な指針は下記のとおりである。
- ① 労働安全衛生法
  - ② 土木工事安全施工技術指針
  - ③ 建設機械施工安全技術指針
  - ④ 建設副産物対策と建設工事公衆災害防止対策要綱
  - ⑤ 港湾工事安全施工指針
  - ⑥ 潜水作業安全施工指針
  - ⑦ 作業船団安全運航指針
- (2) 安全管理計画を立案するための検討項目は下記のとおりである。ただし、下記項目は標準的なものであり、その他必要項目は法令・指針等を活用し詳細な計画を行う。
- ① 安全衛生管理体制  
安全な工事を進めるための、責任者・管理者・作業主任者等を選任し、労働者の安全と健康を確保するための責任体制を明確にする。
  - ② 労働者の危険又は健康障害を防止するための対策
    - (1) 機械・器具・爆発物による危険防止
    - (ロ) 掘削、伐木作業等から生ずる危険防止
    - (ハ) 作業通路・作業床・階段等の保全
    - (ニ) 労働者の作業行動から生ずる災害を防止するための対策
    - (ホ) 労働災害発生の急迫した危険があるときの処置
    - (ヘ) 有機溶剤の使用にあたっての対策
    - (ト) 酸欠・CO<sub>2</sub>等に関する対策
  - ③ 労働者の就業にあたっての対策
    - (1) 安全衛生教育の方法
    - (ロ) 就業制限に関する処置
    - (ハ) 中高年齢者等についての処置
  - ④ 第三者施設に対する安全対策  
家屋・道路・河川・鉄道・ガス・水道・電気・電話・地下構造物等に近接して工事を行う場合の処置
  - ⑤ 爆発及び火災防止対策
    - (1) 爆発物等の危険物を備蓄し、使用する場合の処置
    - (ロ) 火薬類を使用し工事を施工する場合の処置
    - (ハ) 使用人等の喫煙・火気使用の処置
    - (ニ) ガソリン・塗料等の可燃物を使用する場合の処置

(ホ) 火薬庫等を現地に設置する場合の処置

- ⑥ 工事車両・重機類の事故防止対策
- ⑦ 足場・型枠支保工等仮設の安全対策
- ⑧ 大雨・強風等の異常気象時の防災対策
- ⑨ 工事現場が隣接し又は同一場所において別途工事がある場合の対策
- ⑩ 工事安全教育訓練の実施方法・頻度等
- ⑪ 工事安全巡視の実施方法

\* 安全衛生管理計画作成の留意点

- ① 組織図は一般的な組織を示したものである。専任又は複数の管理者選任、及び救護技術管理者等の選任については、労働安全衛生法、労働安全衛生規則等関係法令を参照すること。
- ② 組織表には、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者、店社安全衛生管理者、安全衛生責任者、安全巡視体制及び保安要員等明記する。
- ③ 作業主任者一覧表を別途記載する。

(参 考)

会社（共同企業体）として安全委員会及び衛生委員会を設置し、安全委員会及び衛生委員会の行わなければならない事項は下記のとおりである。

- ① 安全委員会
  - (イ) 労働者の危険防止対策
  - (ロ) 安全に係る労働災害の原因、再発防止対策
  - (ハ) 上記のほか、労働者の危険防止に関する重要事項
- ② 衛生委員会
  - (イ) 労働者の健康障害防止
  - (ロ) 健康の保持増進を図るための基本対策
  - (ハ) 労働災害の原因、再発防止対策で、衛生に係るもの
  - (ニ) 上記のほか、労働者の健康障害の防止及び健康保持増進に関する重要事項

## 【安全管理の作成例】

### 1 安全衛生教育

当現場に新規労働者が入場した場合又は作業内容を変更した場合は、次の項目に対し、労務安全管理の一環として教育を行う。教育終了後、作業に従事した者について、安全な行動が定着するまで、巡視等で重点チェックし、危険な行動が見られた場合はその場で指摘・指導するとともに、毎日の打ち合わせや安全衛生協議会および安全教育訓練等で安全衛生責任者や作業主任者や職長等にも注意喚起を促し安全に対する心がけを指導する。

下記の項目について教育する。

- ① 労働者が混在して作業を行う場所の状況
- ② 労働者に危険を生ずる箇所の状況
- ③ 混在作業場所において行なわれる作業相互間の関係
- ④ 退避の方法
- ⑤ 指揮命令系統
- ⑥ 担当する作業内容と労働災害防止対策
- ⑦ 安全衛生に関する規定
- ⑧ 建設現場の安全衛生管理計画の内容

### 2 安全管理活動

実施項目	場 所	参加予定者	内 容	頻 度
朝礼	現 場	現場作業従事者	当日の作業の手順及び体操	毎 日
K Y活動	現 場	現場作業従事者	当日の危険予知及び安全作業に関する事項	毎 日
安全工程打合せ	現 場 事 務 所 会 議 室	統括安全衛生責任者 安全衛生責任者	・本日の作業の進捗状況の報告 ・翌日の作業と安全注意事項の打ち合わせ 他	毎 日
安全巡視	現 場	統括安全衛生責任者	現場内及び周辺の監視・連絡による安全確保	毎 日
安全教育訓練	現 場 事 務 所 会 議 室	別紙予定表参照 (P16参照)		
災害防止協議会	事 務 所 会 議 室	統括安全衛生責任者 安全衛生責任者	・元請、下請等協力会社の協議により統括管理を図ることを協議	1回/月

\* 工事着手後、作業員全員の参加により、月当たり半日以上時間を割り当て、定期的に安全に関する研修訓練等を実施しなければならない  
(長崎県建設工事共通仕様書 1-1-33 18より抜粋)

### 3 工事関係者連絡会議の設定

当工事現場は別途3件の工事が発注されており、受注業者間の安全施工を確保するため連絡会議を設置する。現在は会議の組織等詳細な運営方法は、決定していないが、決定しだい報告する。

### 4 作業主任者

- ① 作業主任者を選任しなければならない作業については、それぞれの主任者が当該作業の直接指揮を行う。
- ② 選任した作業主任者は、現場入口に氏名・実施する項目等を掲示し、関係者に周知徹底する。

### 5 掘削作業の安全対策

- ① 機械の旋回範囲内への立入禁止の徹底
- ② 後進する場合は、誘導員の指示を受け、後方・周囲を確認する。
- ③ 荷重及びエンジンをかけたまま運転席を離れない
- ④ No.4付近の掘削作業では、路肩付近で作業を行わなければならないため、必ず誘導員を配置する。

### 6 地下埋設物への対応

- ① No.5付近に、NTTの回線ケーブルが横断しているので、NTT職員立会のうえ試掘を行い、ケーブルの高さを確認のうえ床掘作業を実施する。また、ケーブル周辺は機械掘削を行わず、〇〇作業主任者指揮のうえ人力で作業を実施する。

#### 【安全管理組織表の作成例1】

組織区分 → 下請混在組織（一般工事）  
 → 下請混在組織（特定工事）  
 現場の労働者数 → 50人以上  
 → 30人以上※

統括安全衛生責任者 〇〇 〇〇	労務安全管理者	〇〇 〇〇	TEL 000-000-0000
	車両運行管理者	〇〇 〇〇	TEL 000-000-0000
元方安全衛生管理者 〇〇 〇〇	重機安全管理者	〇〇 〇〇	TEL 000-000-0000
	安全巡視員	〇〇 〇〇	TEL 000-000-0000
	産業医 (JV工事)	〇〇 〇〇	TEL 000-000-0000
	安全衛生責任者 (下請業者A社)	〇〇 〇〇	TEL 000-000-0000
	安全衛生責任者 (下請業者B社)	〇〇 〇〇	TEL 000-000-0000
	安全衛生責任者 (下請業者C社)	〇〇 〇〇	TEL 000-000-0000

※特定工事・・・ずい道等の建設の仕事・圧気工法による作業を行う仕事・人口が集中している地域内の道路もしくは道路に隣接した場所や鉄道の軌道上、軌道に隣接した橋梁の建設の仕事。

【安全管理組織表の作成例2】

組織区分 → 下請混在組織（一般工事）  
 現場の労働者数 → 10人以上50人未満

統括安全衛生責任者に準ずる者 〇〇 〇〇	労務安全管理者	〇〇 〇〇	TEL 000-000-0000
	車両運行管理者	〇〇 〇〇	TEL 000-000-0000
元方安全衛生管理者に準ずる者 〇〇 〇〇	重機安全管理者	〇〇 〇〇	TEL 000-000-0000
	安全巡視員	〇〇 〇〇	TEL 000-000-0000
	産業医（JV工事）	〇〇 〇〇	TEL 000-000-0000
	安全衛生責任者に準ずる者（下請業者A社）	〇〇 〇〇	TEL 000-000-0000
	安全衛生責任者に準ずる者（下請業者B社）	〇〇 〇〇	TEL 000-000-0000
	安全衛生責任者に準ずる者（下請業者C社）	〇〇 〇〇	TEL 000-000-0000

【作業主任者一覧表作成例】

資格名	氏名	会社名	取得年月日	交付番号
ガス溶接	〇〇 〇〇	〇〇建設		
足場の組立て・解体等の作業主任者				
地山の掘削等の作業主任者				
土止め支保工の組立・解体等の作業主任者				
型枠支保工の組立て解体等の作業主任者				
酸素欠乏危険作業の作業主任者				
有機溶剤の取扱いの作業主任者				

安全教育訓練の予定計画表【作成例】

月 日	時間	場 所	内 容	詳 細	講師	備 考
○月	13:00 ～ 15:00	現場事務所	あいさつ	工事開始にあたって	☆○△男  ○△□太  ☆○△次	
			本工事の概要	工事内容の説明		
			当該作業場の安全 基本事項	当工事の安全目標 重点安全実施事項 当現場の安全ルール		
	15:10 ～ 16:00	現場事務所	KY活動について	KY活動のすすめ方と評価の基準 について グループごとに例題(仕事のイラ スト)をもとに模擬演習	○△□太  ☆○△次	
	16:10 ～ 16:40	現場周辺	作業場所での安全 訓練	重機(バックホウ)の運転席から の視野について (運転席に作 業員を乗せ体験)	☆○△次	
	～ 17:00	現場事務所	今後の工事の進め 方について	全体工程及び○月の月間工程表 の説明	☆○△次	
○月	8:00 ～ 9:00	現場事務所	あいさつ	工事進捗状況の確認	☆○△男	
	9:10 ～ 10:00	現場事務所	ビデオ鑑賞 ・朝礼時の危険 予知活動	ビデオ鑑賞 (KYミーティングの実施方法)	○△□太	
	10:10 ～ 11:20	現場周辺	災害防止対策訓練	(事例)台風による法面の崩壊に 対応すべき事項の訓練 ・避難通路の確認と避難訓練 ・緊急時の連絡方法の訓練 ・通行止め、立ち入り等禁止処置 の現地訓練		
	～ 12:00	現場事務所	災害防止対策訓練 の反省	・問題点の整理と課題 ・訓練の課題に対する今後の対応 策の検討		
○月	10:00 ～ 12:00	現場事務所	あいさつ	工事進捗状況の確認	○○ ○○	

~~5-7 指定機械~~

~~・工事に使用する機械で、設計図書で指定されている機械、又は監督職員が必要と認めた機械について記載する。~~

~~【作成例】~~

<del>機械名</del>	<del>規 格</del>	<del>台数</del>	<del>使用工種</del>	<del>摘 要</del>
<del>オルケシング掘削機</del>	<del>タローラ式 1200mm</del>	<del>+</del>	<del>基礎杭打設</del>	<del>排ガス対策型</del>
<del>タローラクレーン</del>	<del>機械ロープ式 45t吊</del>	<del>+</del>	<del>仮設矢板打設</del>	<del>排ガス対策型</del>
<del>油圧式バイブロハンマー</del>	<del>220PS</del>	<del>+</del>	<del>ナ</del>	<del>排ガス対策型</del>

~~(参 考)~~

~~使用機械：現場で使用する機械で上記以外の指定されていない機械については、(5-9) 施工方法 (1) ⑥使用機械として記載すること。~~

~~指定建設機械：国土交通省が指定している「建設工事に伴う騒音・振動対策として、騒音・振動が相当程度軽減された建設機械」使用機械一覧表等を作成して摘要欄に指定建設機械であることを明記する。なお、(5-13) 環境対策のところでも使用する旨を記載する。(排ガス対策型など)~~

5-86 主要資材

・工事に使用する指定材料および主要資材について、品質証明方法および材料確認時期等について記載する。なお、資材搬入時期と計画工程表が整合していること。

【作成例】

品 名	規 格	予定数量	製造業者	品質証明	搬入時期			摘 要
					○月	○月	○月	
生コンクリート	18N/mm <sup>2</sup>	95m <sup>3</sup>	〇〇生コン	試験成績表				○月確認
生コンクリート	21N/mm <sup>2</sup>	300m <sup>3</sup>	〇〇生コン	試験成績表				○月確認
鉄 筋	D13~D29	6.8t	〇〇製鉄	ミルシート				○月確認
再生クラッシャーラン	RC-40	50m <sup>3</sup>	〇〇碎石	試験成績表				○月確認

(1) 工種<sup>(注1)</sup> 毎の作業フロー図を記載し、各作業段階における①～⑤の該当項目について記述する。

- ① 工事箇所の作業環境（周辺の土地利用状況、自然環境、近接状況、埋設物、障害物等）について調査した結果
- ② 主要な工種の施工時期と降雨・出水・濁水・台風時期等の関連
- ③ 上記①・②から判断される施工実施上の留意事項及び施工方法の要点・制約条件（施工時期、作業時間、交通規制、自然保護等）・基準点・地下埋設物・地下障害物の防護方法
- ④ 制約条件及び埋設物・障害物防護の円滑な処理を行うための関係機関との協議・調整事項
- ⑤ 使用機械

★（注1）→記載対象工種は下記の①～⑥を標準とする。

- ① 主要な工種
- ② 設計図書で指定された工法
- ③ 長崎県建設工事共通仕様書に記載されていない特殊工法
- ④ 施工条件明示項目で、その対応が必要とされている事項
- ⑤ 特殊な立地条件での施工や、関係機関及び第三者対応が必要とされる施工等
- ⑥ その他

(2) 仮設備計画は①～⑤の項目について、仮設平面図・構造図等を用いて、具体的に記載する。

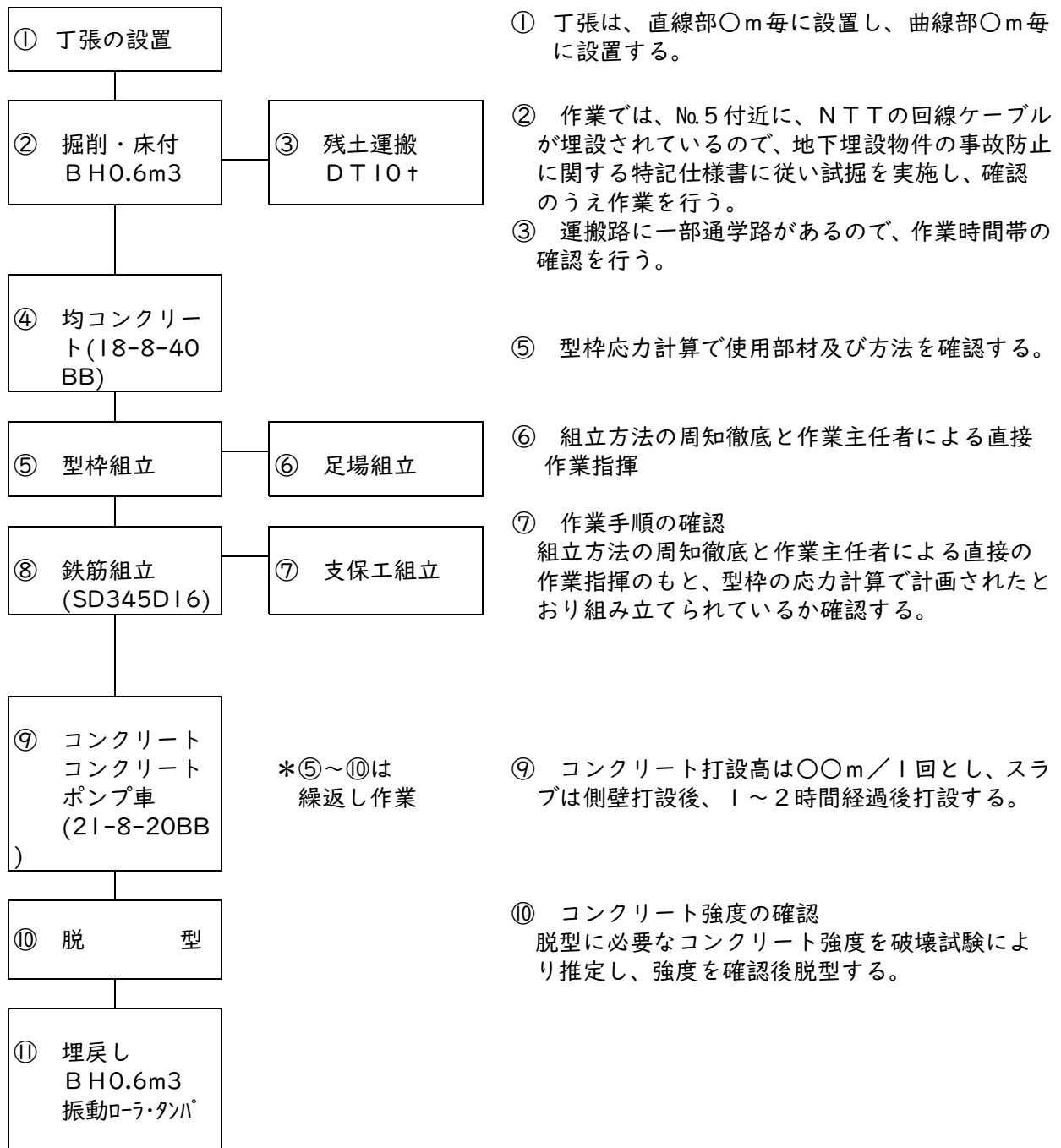
- ① 足場・構台・型枠支保工等の仮設備の構造・配置計画・安全を確認するための応力計算
- ② 仮設建物・材料・機械等の仮置場
- ③ プラント等の機械設備
- ④ 運搬路・仮排水・仮設電力
- ⑤ 工事標識・保安施設・防護施設

【施工方法の作成例】

I 函渠作業フロー

基本事項→施工場所は既設水路であり、田植え時に用排水が流入し作業にならない。このため、函渠は、〇月までに完成しなければならない、〇月には着工し、計画工程に添って作業を実施する。

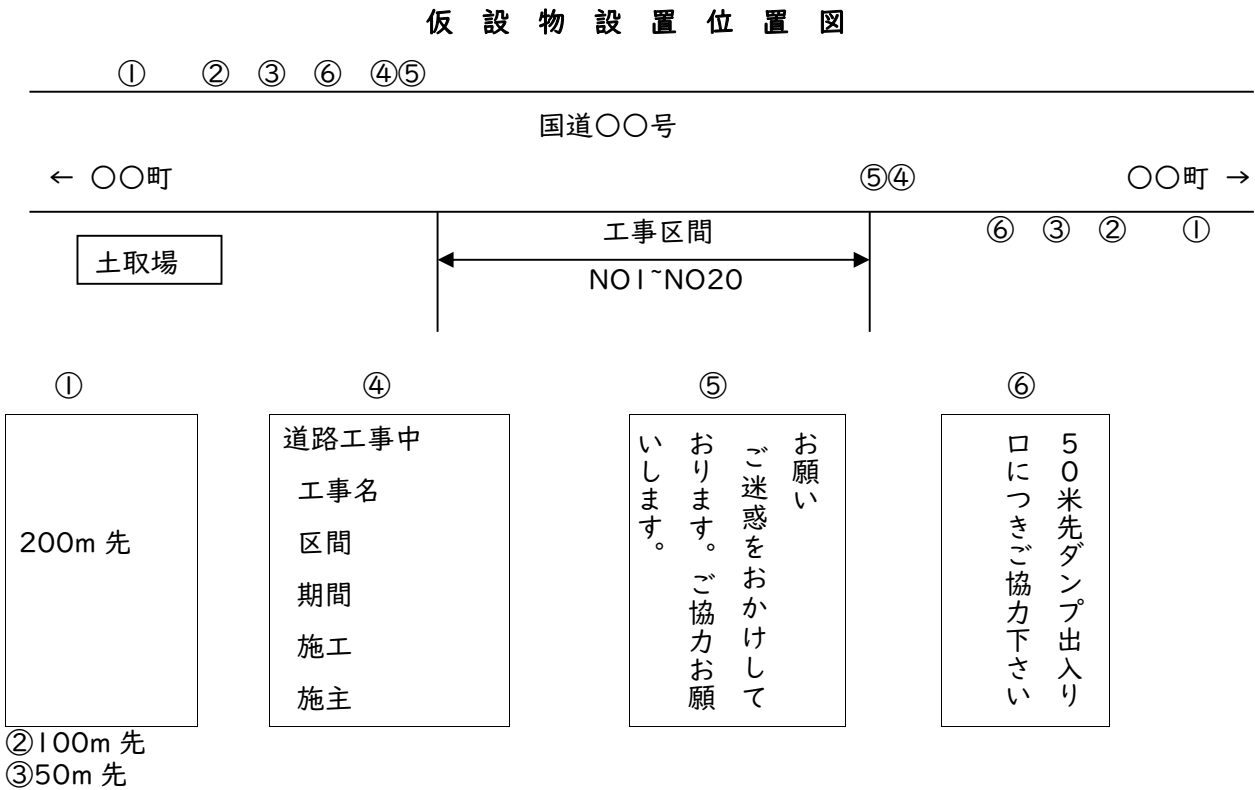
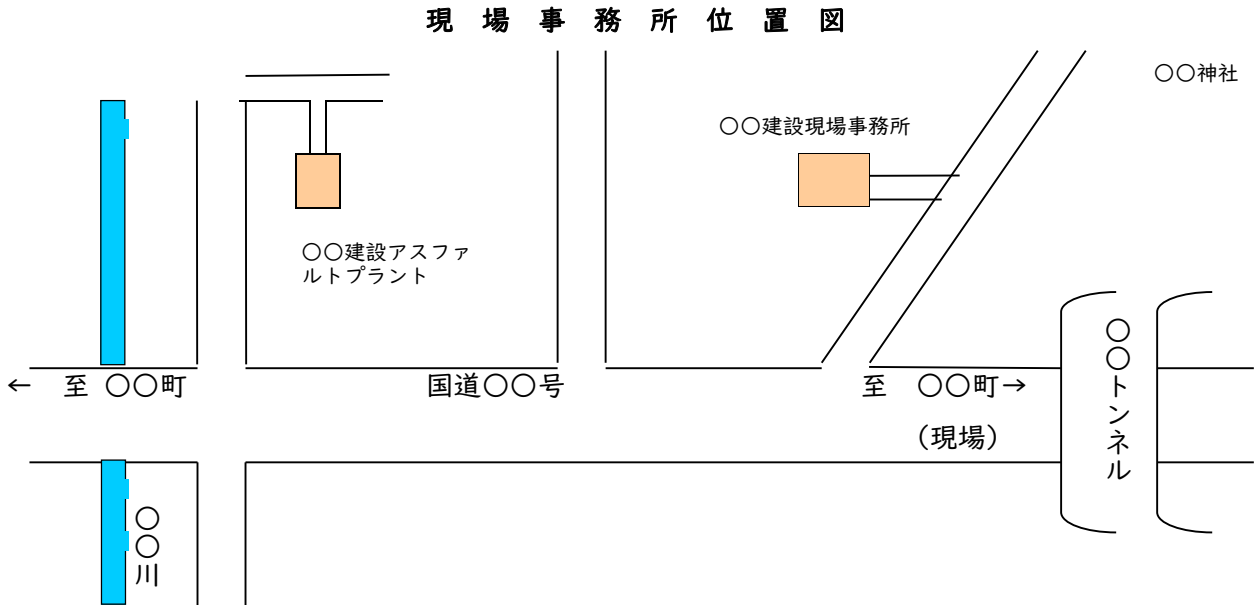
作業にあたっては、保管場所を定めるほか、保管場所や給油場所からの流出に備え、ブルーシートや土のうによりプールを形成し、吸着マットを準備しておく。



## 2 仮設備計画

### (1) 仮設建築物及び標示施設

倉庫・現場事務所は、〇〇町大字〇〇に社員宿舍1階建1棟、労務者宿舍2階建1棟、現場事務所1棟（TEL 〇〇-〇〇〇〇）、倉庫のプレハブを1棟設置する。



## 5-108 施工管理計画

### 1 工程管理計画

・計画工程に対する実施管理方法を記載する。

#### 【作成例】

- ① 管理手法 → ネットワークにより管理する。
- ② 日常管理 → 各種別又は細別毎の実施作業量を把握し、計画作業量を維持するため労務・機械等の配置検討する。
- ③ 週間・月間管理 → 毎週月曜日・毎月3日に工事進捗率の確認を行う。
- ④ 進捗管理 → 工事開始より2ヶ月間は2週間に1回工程曲線を用いて管理を行い、計画に対し10%の差が生じた場合は、フォローアップを実施する。又それ以降は、1ヵ月1回、同様の管理を実施する。

### 2 品質管理計画

・長崎県建設工事施工管理基準の〔2〕品質管理に記載されている品質管理基準及び規格値を参照して品質管理計画表を作成する。

#### 【作成例】

工種	種別	試験項目	施工規模	試験頻度	試験回数	管理方法	摘要
路体盛土	盛土材料	土の締固め試験	5000m <sup>3</sup>	当初及び土質の変化時	1回	試験成績表	
	施工	現場密度の測定	5000m <sup>3</sup>	1000m <sup>3</sup> /回	5回	試験成績表・成果一覧表	
路床盛土	盛土材料	土の締固め試験	700m <sup>3</sup>	当初及び土質の変化時	1回	試験成績表	
		CBR試験	700m <sup>3</sup>	〃	1回	〃	
	施工	現場密度の測定	700m <sup>3</sup>	500m <sup>3</sup> /回但し1500m <sup>3</sup> 未満3回	3回	試験成績表・成果一覧表	(注1)
		ブルーフローリング	700m <sup>3</sup>	全幅、全区間	1回		
下層路盤工	路盤材料(クラッシュラン)	修正CBR試験 ふるい分け試験 土の液性限界・塑性限界試験	400m <sup>3</sup>	施工前及び材料変更時	1回	試験成績表	
	施工	現場密度の測定	2680m <sup>3</sup>	1000m <sup>3</sup> /回	3回	試験成績表・成果一覧表	
		ブルーフローリング	2680m <sup>3</sup>	全幅、全区間	1回		
函渠工	コンクリート 21-8-20	圧縮強度試験	500m <sup>3</sup>	打設日1日につき2回(午前・午後)	3回	試験成績表・成果一覧表	
		スランプ試験					
		空気量測定					
	塩化物総量規制	500m <sup>3</sup>	打設が午前、午後にもたがる場合は1日につき2回以上(午前・午後)打設前	3回	試験成績表		

(注1) 試験基準では、「500m<sup>3</sup>につき1回の割合で行う。但し、500m<sup>3</sup>未満の工事は1工事当たり3回以上」とあり、最低3回の測定を必要としていることから1500m<sup>3</sup>未満の工事では測定回数を3回以上とする。

### 3 出来形管理計画

- 長崎県建設工事施工管理基準の〔3〕出来形管理に記載されている出来形管理基準を参照して、計画表を作成する。

#### 【作成例】

別種	細 別	管理項目	管 理 方 法	測定基準 ・ 箇所	摘要
土 工	路体盛土工	基準高・ 法長・幅	出来形管理図表・出来形展開図	20mに1ヶ所 No.20 No.21 No.22 No.23 合計4ヶ所	
	法面整形工	厚さ	出来形管理図表		
コン クリ ート ブ ロ ッ ク	砕石基礎工	幅・厚さ 延長	出来形管理図表	20mに1ヶ所 No.10 No.11 No.12 No.13 No.14 合計5ヶ所	
	コンクリート 基 礎	幅・高さ・ 基準高	出来形管理図表		
		延長	出来形展開図		
	胴込・裏込 コンクリート 裏込砕石	厚さ	出来形管理図表		
コンクリート ブロック積	基準高・ 法長・延長	出来形展開図・出来形管理図表			
カル バ ー ト 工	砕石基礎工	幅・厚さ 延長	出来形管理図	両端・施工継 手及び図面の 寸法表示箇所	
	均 し コンクリート	幅・厚さ 延長	出来形管理図		
	軀 体 コンクリート	基準高・厚さ幅 ・高さ延長	出来形管理図		
管 渠 型 側 溝	砕石基礎工	幅・厚さ 延長	出来形管理図表	20mに1ヶ所 No.10 No.11 No.12 No.13 No.14 No.15 合計6ヶ所	
	側溝本体	基準高	出来形管理図表		
		延長	出来形展開図・出来形管理図表		

#### 4 写真管理計画

- ・ 長崎県建設工事施工管理基準の〔4〕写真管理に記載されている写真管理基準を参照して、計画表を作成する。

##### \*写真管理計画作成の留意点

- ① 撮影項目、撮影頻度等が工事内容により不適切な場合は、監督職員の指示により追加・削除するものとする。
- ② 撮影箇所一覧表に記載ない工種については、監督職員の承諾を得て取扱いを定めるものとする。
- ③ 正面撮影については、一般供用している車道上などの危険を伴う場合、歩道上などの安全な場所から撮影を行うものとする。

#### 【作成例】

##### 総合撮影計画

番号	撮 影 区 分	撮 影 項 目
1	着工前全景写真	起点・終点・正面より撮影
2	工事進捗状況写真	// 月末に撮影
3	安全管理写真	別紙計画表
4	品質管理写真	//
5	出来形管理写真	//
6	使用材料写真	鋼管杭（本数・断面寸法・長さ）
7	仮設物写真	事務所・倉庫・休憩室
8	産業廃棄物処理状況写真	コンクリート殻、アスファルト殻等
9	災害写真	被災状況及び被災規模等
10	完成写真（既成部分写真等を含む）	起点・終点・正面より撮影

##### 安全管理写真計画表

番号	撮 影 項 目
1	各種標識類の設置状況
2	各種保安施設の設置状況
3	安全教育訓練等の実施状況
4	交通誘導員の交通整理状況

番号	撮 影 項 目
5	機械・器具点検状況写真
6	安全パトロール状況写真
7	イメージアップ安全関係写真

品質管理撮影計画表

工種	種別	試験項目	撮影箇所	撮影回数	撮影頻度	摘要
路体盛土	盛土材料	土の締固め試験	〇〇試験室	1回	土質毎1回	
	施工	現場密度の測定	No.21	1回	土質毎1回	
路床盛土	盛土材料	土の締固め試験	〇〇試験室	1回	土質毎1回	
		CBR試験	//	1回	土質毎1回	
	施工	現場密度の測定	//	1回	土質毎1回	
		プルーフローリング	全区間試験状況	1回	土質毎1回	
下層路盤工	施工	締固め密度の測定	No.25	1回	路盤毎1回	
		プルーフローリング	全区間試験状況	1回	路盤毎1回	
カバー工	コンクリート 24-8-20	圧縮強度試験	函渠躯体1週・4週	1回	コンクリートの種類毎1回	
		スランプ試験	函渠躯体打設時			
		空気量測定				
		塩化物総量規制				

出来形管理撮影計画表

工種	種別	撮影項目	撮影箇所	撮影時期	撮影回数	撮影頻度	摘要
路体盛土	敷均し締固め	巻出し厚さ	No.21	巻出し時	1回	200mに1回	
		締固め状況	No.21	施工中	1回	転圧機械が変わる毎に1回	
		法長・幅	No.21	施工後	1回	200mに1回	
路床盛土	敷均し締固め	巻出し厚さ	No.23	巻出し時	1回	200mに1回	
		締固め状況	No.23	施工中	1回	転圧機械が変わる毎に1回	
		法長・幅	No.23	施工後	1回	200mに1回	
下層路盤工	敷均し締固め	敷均し厚さ、転圧状況	No.21	施工中	1回	各層毎200mに1回	
		整正状況	No.21	整正後	1回	各層毎200mに1回	
		仕上り厚さ	No.21	整正後	1回	各層毎200mに1回	
		仕上り幅	No.21 No.23	整正後	2回	各層毎80mに1回	
カバー工	基礎砕石	幅・厚さ	No.21+8	施工後	1回	40mに1回	
	均しコンクリート	幅・厚さ	No.21+8	施工後	1回	40mに1回	
	躯体	鉄筋位置間隔・継手寸法・かぶり寸法	No.21+8	組立後	3回	打設ロッド毎に1回	
		養生状況	No.21+8	養生時	1回	養生方法毎に1回	
	コンクリート	幅・高さ・厚さ	No.21+8	型枠解体後	1回	設計図書の寸法表示箇所1回	

## 5 段階確認計画

・長崎県建設工事共通仕様書第1編共通編1-1-24の5項 段階確認を参照し、段階確認計画表を作成する。

### 【作成例】

段階確認計画表

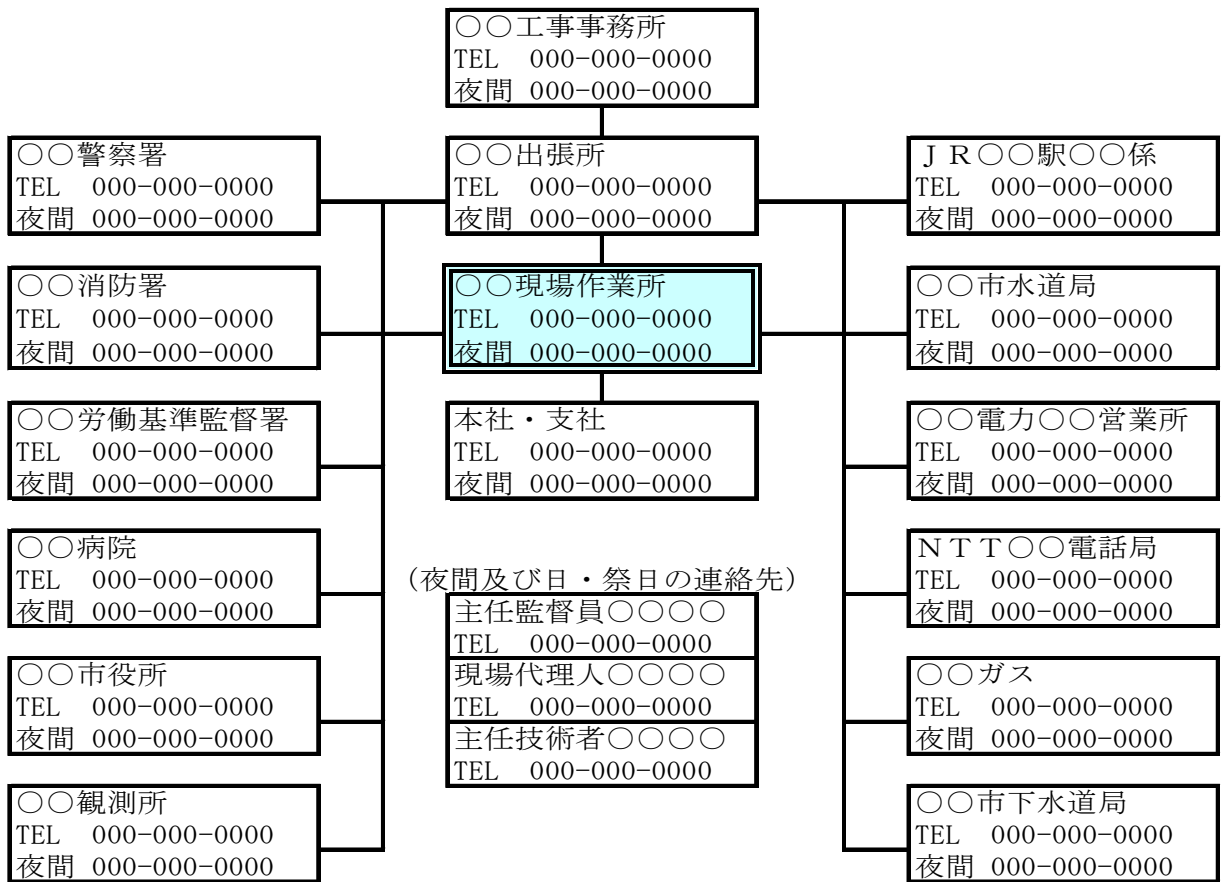
種 別	細 別	確認時期	施工予定時期	記 事
矢板工	鋼 矢 板	打込み時	○月○日～○月○日	
既製杭工	P Cパイ （中 掘）	打込み時	○月○日～○月○日	
		掘削完了時	○月○日～○月○日	

5-9 緊急時の体制及び対応

- (1) 事故又は災害時の緊急事態発生時に対応できるよう、監督職員・関係機関・受注者等への連絡系統図を記載する。系統図には、夜間・日祭日における関係機関への連絡先も記入する。
- (2) 事故、災害発生時に即応できるよう、災害対策組織を編成し記載する。
- 不慮の事故が発生した場合には、事故等発生速報により早急に発注者に報告を行う。

【作成例】

1 緊急時の体制連絡系統図



2 防災対策組織表

災害対策責任者 〇〇 〇〇	副災害対策責任者 〇〇 〇〇	災害対策員	〇〇 〇〇
		災害対策員	〇〇 〇〇
		情報連絡係	〇〇 〇〇
		車両・重機係	〇〇 〇〇
		防護係	〇〇 〇〇



## 【作成例】

### 1 土運搬（ダンプトラック 10t）に対する安全対策

- ①土取場から現場までの運搬経路は別紙図面に添付。（省略）
- ②運搬路の一部に〇〇農免道路を使用するため、住民に工事の概要・安全対策を説明し、十分に打合せを行う。
- ③運搬時間は、AM10:00～PM4:00 迄とし、通勤・通学時間帯の運搬作業は行わない。
- ④制限速度は、運搬路全線 20 km/h とし、運転手に速度厳守を徹底する。
- ⑤一般車両及び歩行者の通行については、安全の確保を最優先とするよう、交通誘導員及び運転手に徹底する。

### 2 車両出入口及び交差点の安全対策

- ①土取場出入口及び出入口から 1.5 km 先の見通しの悪いカーブ付近に、φ600mm のカーブミラーを設置する。

### 3 交通誘導員の配置計画

- ①土取場出入口及び現場出入口に交通誘導員 1 名を配置する。
- ②交通誘導員には、笛、手旗を携帯させ一般車両・歩行者の安全確保に努めさせる。

### 4 運搬路の維持補修

- ①運搬路の未舗装部については、1 日 2 回（AM10:00～PM2:00）散水車により散水を行う。
- ②運搬路の補修は、必要に応じ補修材を散布し補修する。又未舗装部は 1 週間に 1 回路面の不陸整正をモーターグレーダー（W=2.4m）により行う。
- ③運搬作業中は、1 日 2 回車両運行管理者による巡視を実施する。
- ④清掃作業は、土捨場・現場出入口に清掃員を配置し清掃するとともに運搬路に土砂が落下した場合は、速やかに取り除き清掃する。
- ⑤防塵処理は、散水により実施するが、散水により処理できない個所については、必要に応じ塩化カルシウムを散布し実施する。

### 5 車両運行に関する安全対策

- ①現場内の運搬路は、常に走行に支障のないよう補修し、〇〇車両運行管理者が路面状況の確認を行う。
- ②車両への過積載防止を徹底するため、車両運転手及び重機運転手に、安全教育訓練・安全会議等で、その主旨の教育を実施する。又、資材搬入時の過積載のチェックを行うと同時に、納入業者・下請業者にもその趣旨の周知徹底を図る。
- ③工事車両の作業実施日は、〇〇車両運行管理者の責任のもとに、道路交通法の遵守・運転手の体調のチェック等朝礼時に確認する。

## 5 - 111 環境対策

・工事現場の生活環境の保全と、円滑な工事施工を図ることを目的として建設工事に伴う騒音振動対策技術指針・関係法令・仕様書の規定を遵守のうえ、下記の項目について対策を検討する。

- ① 騒音・振動対策
- ② 水質汚濁
- ③ 粉塵対策（研磨作業時・アーク溶接時・土ほこり等）
- ④ 事業損失防止対策（家屋調査・地下水観測等）
- ⑤ 産業廃棄物の保管
- ⑥ 土壌汚染
- ⑦ 地盤沈下
- ⑧ 大気汚染（臭気対策含む）
- ⑨ その他

### 【作成例】

- 1 現場周辺調査の結果、周辺に井戸を生活用水としている家屋が5件あることが判明し、場内の水替え作業により井戸枯れを起こす可能性があり、事前調査を実施する。
  - ① 調査の目的→井戸枯れ発生時に即応し、住民の日常生活を確保する。
  - ② 調査方法 →水替え作業前の水位・水深・水質を測定する。
  - ③ 追跡調査 →水替え作業開始後、毎日午前・午後1回水位を測定する。
  - ④ 対応→水位に変動が見られた場合は、監督職員に報告し対応を協議するとともに、水道への切り替えがいつでも行えるように体制を整えておく。
  - ⑤ 調査に当たっては上記事項を住民に説明し、了解を得たのち実施する。
- 2 重機への給油作業及びグリース補給の際に、流失事故を起こさないように指導し徹底させる。
- 3 生コンクリート車の洗浄は、自社（生コン会社）に持ち帰り実施するように指導し徹底させる。
- 4 現場内及び運搬路等の粉塵対策として、必要に応じ散水車にて散水を実施し、又散水ができない個所については、塩化カルシウムの散布を行う。この時、過度の散水等により住民の迷惑とならないよう、路面の状況を車両運行管理者がパトロールし、常に把握する。
- 5 重機の空ぶかし・バケットのゆさぶり・ダンプトラックの急発進、急停車等による騒音・振動は絶対しないよう、指導し徹底させる。

6 以上2～5項について、朝礼・安全教育訓練等で指導を行うとともに、実施状況を把握し、周辺地域への影響を最小限とするよう努力する。

5 - ~~14~~12 現場の就業時間

【作成例】

項目	時間帯	備考
朝礼	8:00～8:20	20分
作業時間	8:20～10:00	1時間40分
午前中休憩	10:00～10:30	30分
作業時間	10:30～12:00	1時間30分
昼休み	12:00～13:00	1時間
作業時間	13:00～14:45	1時間45分
午後中休憩	14:45～15:15	30分
作業時間	15:15～16:50	1時間35分
終了前後片付け	16:50～17:00	10分
合計	就業時間 : 9時間 作業時間 : 7時間 休憩時間 : 2時間	

\*必要に応じて、項目を付け加えること。

注) 実際の労働時間が、午前・午後に休憩を取っているため、就業規則の労働時間より短い場合は、就業規則や労働条件通知書などを変更しなければならない。

### 5 - +513 現場作業環境の整備

・現場作業環境の整備に関し、下記項目について対策を検討する。

- ① 仮設関係
- ② 安全関係
- ③ 営繕関係
- ④ 現場改善環境関係
- ⑤ その他必要事項

【作成例】

項目	目的	実施内容	実施場所
仮設関係	工事のPR	① 完成予想図 ② フラワーポット	現場出入口付近 //
安全関係	作業環境の美化	① デザインフェンスの設置 ② 照明施設の設置	現場出入口付近 //
営繕関係	作業環境の改善	① 更衣室の設置 ② 快適トイレの設置	現場事務所・休憩所

### 5 - +614 再生資源の利用の促進

・再生資源利用の促進に関する法律に基づき、下記事項について計画する。

- ① 再生資源利用計画書
- ② 再生資源利用促進計画書（建設発生土を500m<sup>3</sup>以上搬出する場合は確認結果票も添付）
- ③ 処理委託業者名（建設廃棄物を運搬（委託）・処分を行う場合）
- ④ マニフェスト使用の徹底
- ⑤ 社内の管理体制（建設副産物対策の責任者の明確化）

5-17 総合評価に関する事項（誓約項目、技術提案~~または施工計画~~）

・総合評価落札方式で受注した受注者は、落札者決定時に評価された「技術提案」や「工事施工時の履行項目（基幹技能者の配置、適切な下請契約）」~~下記の評価項目~~のうち、該当するものについて記載する。

※詳細は長崎県建設工事総合評価落札方式事務処理要領の別紙3、別紙4、別紙5参照

- ① ~~基幹技能者の配置~~                      ~~資格、氏名、従事期間等を記載~~
  - ② ~~労務賃金の支払い~~                      ~~対象職種の従事期間を記載~~
  - ③ ~~下請次数の制限~~                              ~~誓約している次数を記載~~
  - ④ ~~技術提案及び施工計画~~                      ~~契約書に添付した様式の写しを添付~~
  - ⑤ ~~その他~~    ~~必要な事項を記載~~
- ① 技術提案・・・・・・契約書に添付した技術提案書の写しや説明資料等を添付
  - ② 基幹技能者の配置・・・資格名称、基幹技能者の氏名、認定書の写し、作業内容（工種・施工範囲）、従事期間を記載
  - ③ 適切な下請契約・・・入札参加時に申請（誓約）した項目を記載
    - （1）下請次数の制限
    - （2）下請契約金額の合意形成
    - （3）建設キャリアアップシステムの事業者登録

~~5-18 法定休日・所定休日（週休二日の導入）~~

~~週休二日の導入について、法定休日<sup>※1</sup>・所定休日<sup>※2</sup>及び週休二日を確保するための取り組みについて記載する。~~

~~※1（法定休日）： 労働基準法第35条に基づき使用者（会社）が労働者に与えなければならない休日であり、少なくとも毎週1日の休日か、4週間を通じて4日以上の日を与えなければならない。~~

~~※法定休日を確保していても法定労働時間（1日8時間・1週40時間以内）を超える労働を行う場合や法定休日に労働を行う場合は事前に労使協定の締結・労基への届出が必要となるため留意のこと。~~

~~※2（所定休日）： 労使間の取り決めなどにより会社が定めた法定休日以外の休日。~~

~~【作成例】~~

- ① ~~法定休日・所定休日~~
  - ~~毎週○曜日を法定休日とする。~~
  - ~~毎週○曜日及び国民の祝日、弊社創立記念日の○月○日を所定休日とする。~~
- ② ~~週休二日を確保するための取り組み~~
  - ~~（1）休日取得計画~~
    - ~~工程表に法定休日及び所定休日を明示し、計画的に休日を取得できるよう工程管~~

~~理を行う。~~

~~週休2日モデル工事（〇〇型）試行要領に基づき、工程表により月10回、監督職員に週休2日の実施状況を報告する。また、建設業における働き方改革を推進する観点から、月単位での4週8休を達成できるよう、計画的な休暇取得に努める。~~

~~現場条件等によりやむを得ず週に2日以上以上の休日確保が困難となる場合は、振替休日により所定の休日確保を図るものとする。~~

~~（2）取り組みに関する現場掲示の方法等~~

~~週休2日モデル工事であることを示す看板を現場に掲示する。~~

## 5-16 その他

・その他重要な事項や契約図書等により施工計画書への記載が求められている項目等について記載する。

### 【作成例】

- ① 官公庁への手続き（警察、市町等）
- ② 地元への周知
- ③ 情報セキュリティに関する対策
- ④ 労働環境改善の取り組み（ウィークリースタンスの実施）

#### （1）取組内容

労働環境の改善を図るため、本工事において下記の取り組みを実施する。

##### 1) 依頼日・時間及び期限に関すること

- ・提出期限が休日明けやノー残業デーの翌日など業務時間外に作業しなければ間に合わない様な期限は設定しない。

##### 2) 会議・打合せに関すること

- ・業務時間外に掛かる恐れのある〇時以降については、打合せの開始時間を設定しない。
- ・打合せ協議については、現地立会が必要なものを除き web 会議を活用する。

##### 3) 業務時間外の連絡に関すること

- ・業務時間外の連絡を行わない。（ASP・メール含む）

###### 【発注者の勤務体制】

◇勤務時間：〇時～〇時、ノー残業デー：毎週〇曜日

###### 【受注者の勤務体制】

◇勤務時間：〇時～〇時、ノー残業デー：毎週〇曜日

##### 4) その他、取り組みが必要と思われる内容について記載

(2) その他

- ・緊急を要する事案（事故対応、災害対応、苦情対応など）が発生した場合は、その対応期間中については本取り組みの対象外とする。
- ・状況の変化等により本取り組みの実施が困難となった場合は、発注者と協議し対応を決定する。

※ウィークリースタンスは受発注者間で協議・決定した取組内容を施工計画書に記載するものとし、各会社の勤務形態（勤務時間、定時退社日等）や現場条件等を考慮の上、工事工程に差し支えない範囲で設定する。

⑤ その他